

銀座

銀座でわかる年座

情報(第 116 号)



令和 3 年 3 月 10 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

春を告げる花「こぶし」：周南市 PH 通（令和 3 年 3 月 9 日）

令和 2 年の年金制度改正その 4



1 繰上げ受給と繰下げ受給

老齢年金の受給開始時期は、原則として 65 歳からですが、個々人のライフスタイルに合わせて受給開始時を選択できる「繰上げ受給」・「繰下げ受給」制度があります。

繰上げ受給は老齢基礎年金・老齢厚生年金とも、60 歳から 64 歳までの間の任意の年齢で請求することにより受給が可能です。65 歳前に受給できますが、請求時点での年齢に応じて年金額が減額されます。

一方、繰下げ受給は、老齢基礎年金・老齢厚生年金ともそれぞれ 66 歳以降 70 歳までの間、任意の時点から繰り下げて受給することができます。これが今回の改正によって、令和 4 年 4 月から 75 歳まで繰下げできるようになります。

2 繰下げ受給による増額

令和元年の日本人の平均寿命は、男性 81.41 歳、女性 87.45 歳とともに過去最高を更新しました。また、65 歳の平均余命は男性 19.55 歳、女性 24.38 歳で、老後は長く、喜ばしい反面、老後資金の確保が必要です。そこで今回着目するのが、「繰下げ受給」です。繰下げをすると、その時点から年金の受給となり、繰下げをした期間に応じて 1 か月当たり 0.7% 増額になります。75 歳まで繰り下げると 84% の増額となります（下表）。これは大きいですね。

改正後の繰下げ受給率

65 歳	100%	69 歳	133.6%	73 歳	167.2%
66 歳	108.4%	70 歳	142%	74 歳	175.6%
67 歳	116.8%	71 歳	150.4%	75 歳	184%
68 歳	125.2%	72 歳	158.8%		

○65 歳で受け取れば年額 78 万円の老齢基礎年金を 67 歳まで 2 年間（24 か月）繰り下げた場合。

$$78 \text{ 万円} + 78 \text{ 万円} \times (0.7\% \times 24 \text{ か月}) = 91.1 \text{ 万円} \quad <16.8\% \text{ 増}>$$

○75 歳まで 10 年間（120 か月）繰り下げると・・・

$$78 \text{ 万円} + 78 \text{ 万円} \times (0.7\% \times 120 \text{ か月}) = 143.5 \text{ 万円} \quad <84\% \text{ 増}>$$

また、繰下げは、老齢基礎年金単独、老齢厚生年金単独、そして二つの年金を同時に繰下げることが可能です。

3 繰下げ受給の“元”を取るには？

それでは、老齢基礎年金と老齢厚生年金を同時に 75 歳まで繰り下げた場合のシミュレーションをしてみましょう。

(1) シミュレーション 1：繰り下げをしない場合

(A) 老齢基礎年金：78 万円とする

(B) 老齢厚生年金：120 万円とする

(C) 年間受給額：198 万円

(D) 10 年間の受給額：(C) × 10 年 = 1,980 万円

(2) シミュレーション 2：75 歳まで繰り下げた場合

(E) 75 歳以降の年金額：364 万円 ((C) + (C) × 84%)

(F) 繰り下げによる 1 年あたりの増額：166 万円 ((E) - (C))

(G) (D) の金額を取り戻すまでの年数：11.9 年 ((D) ÷ (F))

すなわち、75 歳 + 約 11.9 年 ÷ 87 歳まで生きれば繰下げ受給の”元”が取れることになり、「損益分岐点」となります。

上記平均余命と照らし合わせて、男性は 84.6 歳まで、女性は 89.4 歳まで生きる とすれば、男性はやや損、女性は有利となります。

4 繰下げ受給の注意点

繰下げ受給には、いくつか注意点があります。

(1) 加給年金・振替加算

○老齢厚生年金を繰り下げると、繰下げ期間中は「加給年金」が支給されません。

※加給年金は、厚生年金の被保険者月数が 240 ケ月以上の老齢厚生年金の受給権者が 65 歳未満の配偶者の生計を維持している場合に、老齢厚生年金に加算されるもの。

○老齢基礎年金を繰り下げると、繰下げ期間中は「振替加算」は支給されません。

※振替加算は、上記の加給年金の支給対象となっている配偶者が 65 歳になって以降、当該配偶者の老齢基礎年金に加給年金から振り替えられる加算。

※振替加算は、昭和 41 年 4 月 1 日以前生まれまでが対象。

(2) 在職支給停止相当部分

65 歳以降、厚生年金の被保険者で、在職老齢年金制度により年金の全部又は一部が支給停止される方は、支給停止相当部分は繰下げによる増額の対象となりません。

5 どう悩むかが問題

命がいつまでかは誰にもわかりませんから、それを考慮して損得勘定をするようでは、結局、判断がつきません。

そこで、65 歳以降、給与収入が見込めるのであれば、その収入がある間は繰下げをして、引退後の生活をより豊かにすると考えることは一考の余地があります。

繰下げしたのだから、意地でも元が取れるまで生きてやる!!との気合にする手もあります。いずれにせよ、健康を保って、楽しく生活したいものです。

当法人では年金研修の講師を受託しております

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階

銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

URL: <https://ginza-syaroushi.com/>